

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】

第1章 総 則 【略】

第1章 総 則 【略】

第2章 再生粗骨材コンクリート製品に関する基本方針

第2章 再生粗骨材コンクリート製品に関する基本方針

(再生粗骨材コンクリート製品の製造)

(再生粗骨材コンクリート製品の製造)

第4 再生粗骨材コンクリート製品は、J I S A 5 0 2 2で規定する再生骨材コンクリートMの種類のうち「耐凍害品」の品質を満足するように材料の選定、配(調)合及び製造を行い、J I S A 5 3 6 4 プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則を満足するよう製造を行う。また、J I S Q 1 0 1 2 適合性評価-日本工業規格への適合性評価の認証-分野別認証指針(プレキャストコンクリート製品)を満足するよう工程管理を行う。

第4 再生粗骨材コンクリート製品は、J I S A 5 0 2 2で規定する再生骨材コンクリートMの種類のうち「耐凍害品」の品質を満足するように材料の選定、配(調)合及び製造を行い、J I S A 5 3 6 4 プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則を満足するよう製造を行う。また、J I S Q 1 0 1 2 適合性評価-日本工業規格への適合性評価の認証-分野別認証指針(プレキャストコンクリート製品)を満足するよう工程管理を行う。

なお、再生粗骨材の品質は、中間処理業者又は商社が、第三者試験機関に依頼し、証明するものとし、再生粗骨材品質証明書(様式第1号)に試験成績表を添付し、コンクリート製品製造業者に提出するものとする。ただし、不純物量(アルミニウム片及び亜鉛片の量を除く)の項目については、第三者試験機関以外でも構わない。

なお、再生粗骨材の品質は、中間処理業者又は商社が、第三者試験機関に依頼し、証明するものとし、再生粗骨材品質証明書(様式第1号)に試験成績表を添付し、コンクリート製品製造業者に提出するものとする。ただし、不純物量(アルミニウム片及び亜鉛片の量を除く)の項目については、第三者試験機関以外でも構わない。

2 前項で定める再生粗骨材コンクリート製品の再生粗骨材混合率は、粗骨材全質量の20%以上30%以下の範囲とし、所要のワーカビリティと強度及び耐久性を有するものとする。

2 前項で定める再生粗骨材コンクリート製品の再生粗骨材容積は、粗骨材容積のうち10%~30%の範囲で混入できるものとし、所要のワーカビリティと強度及び耐久性を有するものとする。

3 前1項で定める再生粗骨材コンクリート製品の水セメント比は、結合材の種類によらず50%以下とする。

3 前1項で定める再生粗骨材コンクリート製品の水セメント比は、結合材の種類によらず50%以下とする。

4 再生粗骨材コンクリートの凍害に対する照査は、促進凍結融解試験の結果として得られるコンクリートの相対動弾性係数を指標として行うものとする。この場合の促進凍結融解試験は、J I S A 1 1 4 8 (A法)に基づき行うものとし、相対動弾性係数の最小限界値が85%以上であることを確認する。ただし、プレキャストコンクリート配(調)合が同等以上と判断される場合\*は、過去の促進凍結融解試験結果で照査することができる。

4 再生粗骨材コンクリートの凍害に対する照査は、促進凍結融解試験の結果として得られるコンクリートの相対動弾性係数を指標として行うものとする。この場合の促進凍結融解試験は、J I S A 1 1 4 8 (A法)に基づき行うものとし、相対動弾性係数の最小限界値が85%以上であることを確認する。ただし、プレキャストコンクリート配(調)合が同等以上と判断される場合\*は、過去の促進凍結融解試験結果で照査することができる。

※再生粗骨材置換率が、過去の促進凍結融解試験に用いたプレキャストコンクリート配(調)合における再生粗骨材置換率より下回る場合。

※再生粗骨材置換率が、過去の促進凍結融解試験に用いたプレキャストコンクリート配(調)合における再生粗骨材置換率より下回る場合。



※宮城県内での塩害地域とは、海岸線から200mまでの地域を指す。

附 則

この指針は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月3日から施行する。

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】

様式第1号 【略】

様式第2号

再生粗骨材使用証明書及びアルカリシリカ反応抑制対策

発行日：平成 年 月 日	
発行者(会社名)：	
印 (社印)	
発行担当者 役職, 氏名：	
住所：	
Tel：	E-mail：

1. 再生粗骨材の使用割合

コンクリート二次製品を製造するにあたり、コンクリート示方配合表に示しているようにコンクリート1m3あたりに使用する普通粗骨材及び再生粗骨材質量は以下のとおりです。

粗骨材の内訳	コンクリート1m3あたりの質量(kg)	粗骨材の混合率(%) 注)
普通粗骨材		
再生粗骨材		

注) 再生粗骨材の混合率は、粗骨材全質量の20%以上30%以下とする。

2. アルカリシリカ反応抑制対策

適用したアルカリシリカ反応抑制対策は以下のとおりです。

JIS A 5022 附属書Cより、

コンクリート1m3あたりのアルカリ総量計算結果

(抑制対策に応じてアルカリ総量の規制値と合計値を確認する。)

アルカリ総量の算定	アルカリ量(kg/m3)
セメントより	
再生粗骨材より	
混和材量・その他より	
合計	

※コンクリート製品製造業者又は商社を証明者とします。

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】

様式第1号 【略】

様式第2号

再生粗骨材使用証明書及びアルカリシリカ反応抑制対策

発行日：平成 年 月 日	
発行者(会社名)：	
印 (社印)	
発行担当者 役職, 氏名：	
住所：	
Tel：	E-mail：

1. 再生粗骨材の使用割合

コンクリート二次製品を製造するにあたり、コンクリート示方配合表に示しているようにコンクリート1m3あたりに使用する普通粗骨材及び再生粗骨材質量は以下のとおりです。

粗骨材の内訳	コンクリート1m3あたりの質量(kg)	粗骨材の容積比(%) 注)
普通粗骨材		
再生粗骨材		

注) 再生粗骨材の容積比は、10%~30%の範囲とする。

2. アルカリシリカ反応抑制対策

適用したアルカリシリカ反応抑制対策は以下のとおりです。

JIS A 5022 附属書Cより、

コンクリート1m3あたりのアルカリ総量計算結果

(抑制対策に応じてアルカリ総量の規制値と合計値を確認する。)

アルカリ総量の算定	アルカリ量(kg/m3)
セメントより	
再生粗骨材より	
混和材量・その他より	
合計	

※コンクリート製品製造業者又は商社を証明者とします。

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【改定後】

様式第3号 【略】

様式第4号

再生粗骨材コンクリート製品設置報告書

発行日：平成 年 月 日	
発行者(会社名)：	
印 (社印)	
発行担当者 役職、氏名：	
住所：	
Tel：	E-mail：

以下のとおり再生粗骨材コンクリート製品を設置したので報告します。

1. 設置内容

- (1) 事業名：
- (2) 地区名：
- (3) 工事名：
- (4) 再生粗骨材を生成した中間処理業者名：
- (5) コンクリート製品製造業者名：

表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等

路線名	製品名, 規格	延長(m)	粗骨材のうち再生粗骨材の混合率(%) 注)

注) 粗骨材のうち再生粗骨材の混合率は、粗骨材全質量の20%以上30%以下とする。

※受注者が工事完了届とともに報告します。

宮城県農業農村整備事業における  
コンクリート用再生粗骨材の利用推進に関する指針【現 行】

様式第3号 【略】

様式第4号

再生粗骨材コンクリート製品設置報告書

発行日：平成 年 月 日	
発行者(会社名)：	
印 (社印)	
発行担当者 役職、氏名：	
住所：	
Tel：	E-mail：

以下のとおり再生粗骨材コンクリート製品を設置したので報告します。

1. 設置内容

- (1) 事業名：
- (2) 地区名：
- (3) 工事名：
- (4) 再生粗骨材を生成した中間処理業者名：
- (5) コンクリート製品製造業者名：

表1 再生粗骨材コンクリート製品の設置箇所等

路線名	製品名, 規格	延長(m)	粗骨材のうち再生粗骨材の容積比(%) 注)

注) 粗骨材のうち再生粗骨材の容積比は、10%~30%の範囲とする。

※受注者が工事完了届とともに報告します。